

山口市地球温暖化対策実行計画

平成26年度～平成30年度

平成27年2月

山 県 市

目 次

第1章 基本的事項	
1. 計画の背景	2
2. 計画見直しの目的	2
3. 基準年度・計画期間・目標年度	2
4. 対象範囲	2～5
5. 対象とする温室効果ガス	6
第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標	
1. 基準年度の温室効果ガス排出量	6
2. 要因別の排出状況	6
3. 削減目標	6
第3章 具体的な取組	
1. 再生可能エネルギーの研究	7
2. 施設設備の改善等	7
3. 物品購入等	7
4. その他の取組	7～8
第4章 推進・点検体制	
1. 推進体制	8
2. 点検体制	9
3. 進捗状況の公表	9

第1章 基本的事項

1. 計画の背景

地球温暖化やオゾン層破壊、酸性雨のように発生源や被害が必ずしも一定地域に限定されない地球規模の問題、いわゆる地球環境問題があらゆる方面で取り上げられています。特に地球温暖化については、平成9年に地球温暖化防止京都会議（COP3）が開催され、温室効果ガスの削減について数値目標が各国ごとに定められました。わが国では、平成20年から平成24年の期間に平成2年のレベルから6%削減することとされています。これを受けて、我が国では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成10年10月に公布、平成11年4月に施行され、各地方公共団体に対し、事務・事業に関して温室効果ガスの排出量抑制などに取り組むための「実行計画」を策定することが義務づけられた。

このため、山口市（以下「本市」という。）でも、平成16年2月に「山口市地球温暖化対策推進実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定し、以降、行政における温室効果ガスの排出量削減に積極的に取り組んできました。

2. 計画見直しの目的

本市は、平成16年に策定した実行計画において、計画期間を、「平成24年を視野におきながら、平成16年度から平成20年度までの5年間」と定め各種対策を推進してきました。しかし、計画の5年間が経過したため、平成21年11月に、計画見直しを行い、基準年度を平成15年度として、計画期間を平成21年度から平成25年度までの5年間とする実行計画が策定され、具体的な取組を行ってきました。今回の見直しは計画の5年間が経過したことと、山口市クリーンセンターが平成22年4月から本格稼働したことにより、新たな削減目標及び取り組みなどについて検討する必要があります。

3. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成25年度とし、計画期間を平成26年度～平成30年度までの5年間とする。

目標年度については、平成30年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 対象範囲

実行計画は、本市が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする。

(対象施設一覧)

施 設 名	施 設 名
山縣市役所本庁舎	伊自良支所
美山支所	保健福祉ふれあいセンター
共和町防災センター	有線テレビ（CCY）
山縣市クリーンセンター	公衆トイレ（山本）
公衆トイレ（片狩）	伊自良ふれあい・さわやかドーム
美里会館	高富児童館
ピッコロ療育センター	高富保育園
富岡保育園	梅原保育園
大桜保育園	伊自良保育園
富波保育園	みやま保育園
いわ桜保育園	子どもげんきはうす
高富北部地区多目的研修集会センター	美山構造改善センター
美山生活改善センター	みやまの森公園
香り会館	あいの森山の家
伊自良キャンプ場	ティーハウスハーブブレンド
グリーンプラザみやまコテージ村	グリーンプラザみやまキャンプ場
四国山香りの森公園	伊自良フラワーパークすいげん
ハリヨ公園	梅原あおぞら公園
赤尾ふれあい公園	鏡岩公園
仲町なかよし公園	北町児童公園
天王児童公園	共和町いこい広場
鴻ヶ池公園	芦洞川コミュニティ

天王駐輪場（高富小）	東野台児童公園
おおが健康広場	さくら公園
せせらぎ公園	上願ポケットパーク
小倉公園	ふれあい広場（みやま）
乳児の森公園	にしむげ公園
高富水源地	高富配水池
高富北部水源地	市洞増圧ポンプ場
雉洞増圧ポンプ場	伊自良第1浄水場
伊自良第1配水池	伊自良第2水源地
伊自良第2配水池	伊自良第3浄水場
伊自良第3配水池	大門増圧ポンプ場
葛原水源地	葛原配水池
葛原塩素室	葛原沈砂池
市井加圧ポンプ室	塩後加圧ポンプ室
北武芸第1水源池	北武芸浄水場
北武芸第2水源池	北武芸配水池
乾配水池	乾水源池
西武芸配水池	西武芸水源地
円原水源地	円原浄水場（第1水源地）
中央配水場	中洞配水池
中洞水源地	赤尾クリーンセンター
梅原クリーンセンター	大桑クリーンセンター
桜尾クリーンセンター	伊自良右岸クリーンセンター
伊自良左岸クリーンセンター	高富浄化センター

南消防署	北消防署
高富小学校	富岡小学校
梅原小学校	桜尾小学校
大桑小学校	伊自良南小学校
美山小学校	伊自良北小学校
いわ桜小学校	教育センター
高富中学校	美山中学校
伊自良中学校	高富中央公民館
美山中央公民館	伊自良中央公民館
高富公民館	富岡公民館
梅原公民館	桜尾公民館
葛原公民館	北山公民館
乾公民館	谷合公民館
西武芸公民館	富波公民館
北山交流センター	みやまジョイフル倶楽部
柿野交流センター	伊自良総合運動公園
葛原運動場・体育館	谷合運動場
美山総合運動場	市総合運動場
大桜グラウンド	高富体育館
乾運動場・体育館	梅原スポーツランド
美山テニスコート	富波運動場・体育館
山県市図書館・美術館・歴史民族資料館	文化の里花咲きホール
文化の里古田紹欽記念館	

5. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる、6種類のガスのうち二酸化炭素を対象とする。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

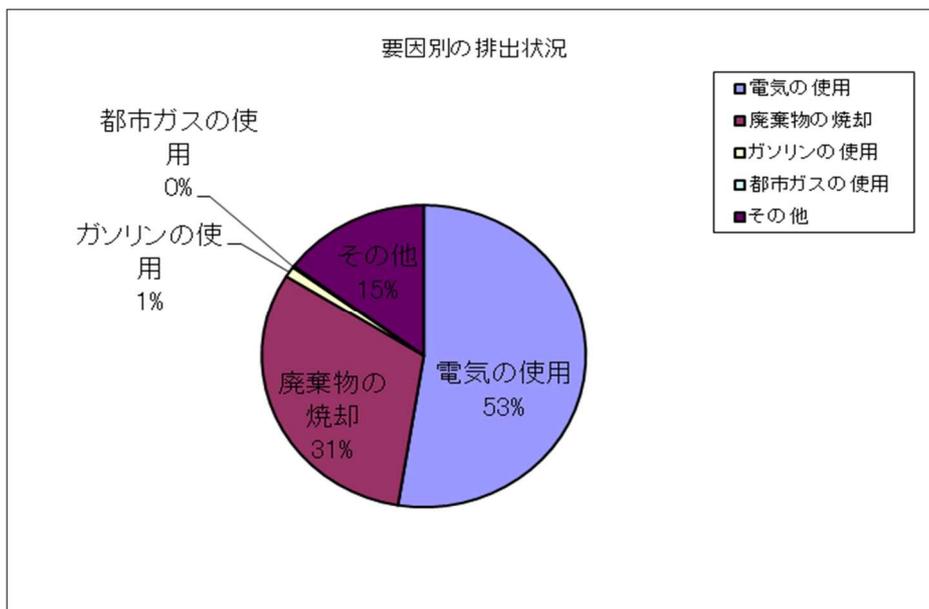
1. 基準年度の二酸化炭素排出量

山県市の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、9,958 kg-CO₂である。

区 分	排出量 (kg-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	9,975 kg-CO ₂

2. 要因別の排出状況

基準年度である平成25年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、他から供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の53%を占め、次いで廃棄物の焼却が31%で全体の84%を占めている。



3. 削減目標

平成25年度を基準年として、計画期間の最終年度である平成30年度の二酸化炭素排出量を、5%削減することを目指す。

区 分	基準年度排出量 平成25年度	削減目標	目標年度排出量 平成30年度
二酸化炭素 (CO ₂)	9,975 kg-CO ₂	5%	9,477 kg-CO ₂

第3章 具体的な取組

1. 再生可能エネルギーの研究

- ・安全性や効率性を見据えながら、自然エネルギーや未利用エネルギーの活用を研究する。

2. 施設設備の改善等

- ・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ・断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）を導入する。
- ・高効率照明への買い換えを順次行う。
- ・公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリットカーの導入を図る。
- ・公共施設の緑化を推進する

3. 物品購入等

- ・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。

4. その他の取組

①電気使用量の削減

- ・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。
- ・昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- ・トイレ、食堂等に利用者がいない場合は消灯する。
- ・ブラインドやカーテンの有効利用
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・OA機器等の電源をこまめに切るように努める。
- ・照明器具のこまめな清掃
- ・ノー残業デーの推進と残業時の部屋の部分消灯
- ・エレベーター利用回数の削減
- ・施設などのライトアップの削減

②燃料使用量の削減

- ・急発進、急加速をしない。
- ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。
- ・公用車の相乗りの推奨
- ・徒歩、自転車又は公共交通機関の利用による自動車利用の抑制

③ごみの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ごみの減量化を図る。

- ・各施設における廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- ・使い捨て容器の購入は極力控える。
- ・市公共工事でのリサイクル材料の積極的に使用
- ・市公共工事からの建設副産物（アスファルト及びコンクリート塊）・山口市クリーンセンターにおいて生成される溶融スラグを路盤材、基礎材、再生アスファルトなどの原料の一部として積極的に使用

④用紙類

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・リサイクル用紙の購入に努める。

⑤水道

- ・日常的に節水に心がける。
- ・自動水洗、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。

⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・職員向けに環境保全研修等を行う。
- ・職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
- ・クールビズ、ウォームビズを推進する。
- ・集団回収などのリサイクル活動、地域清掃活動や環境ボランティア活動への積極的な参加の呼びかけ
- ・施設の冷暖房は、利用状況に応じた管理を行う。
- ・学校での環境学習の推進

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

「推進本部」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

(1) 推進本部

市長を本部長、副市長を副本部長とし、その他、管理職等の構成員をもって組織する。

計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

(2) 推進担当者

各課及び各出先機関に1名以上の「推進担当者」を置く。「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と点検し、計画の総合的な推進を図る。

(3) 事務局

事務局を市民環境課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

2. 点検体制

「事務局」は、「推進担当者」をとおり、定期的に進捗状況の把握を行い、「推進本部」において点検評価を行う。

3. 推進状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の二酸化炭素排出量については、年1回市のHP等により公表する。